

大阪 IR カジノ「当面スケジュール」も非公開とは

日本経済新聞 7 月 15 日朝刊に「大阪 IR 事業者 開業判断の期限延長 府・市、9 月末まで」というタイトルの記事に注目した。

夢洲 IR 整備等基本協定における解除期限の延長を伝えたものだ。大阪府・市は 14 日、事業者が IR を開業するかどうか最終判断し、正式に府・市に伝える期限について、9 月末まで約 2 カ月延長したと発表した。元々の期限は 13 日だった。府・市と運営を担う「大阪 IR 株式会社」が 13 日に延長の覚書を締結した。三者は開業に向け、着工時期など具体的な計画を定める実施協定案を策定中。同社の担当者は最終判断期限の延期について「実施協定案作成にあたり不可欠な開業年や工期が決まっておらず、府・市などとさらに話し合う必要があるため」と説明している。

なぜ、IR 事業者は開業時期の判断を 2 カ月半も先に延ばすのか、大阪市に 23 日付で情報公開請求した。すると 8 月 7 日付で非公開決定と公開決定の 2 通の通知書が届いた。なぜ 2 通の通知書なのか、疑問に感じながら読みすすんだ。まずは、非公開決定通知書から紹介したい。

公開しない理由

(1) 令和 5 年 6 月 19 日市長レク資料（当面スケジュール（想定））

大阪市情報公開条例第 7 条第 4 号に該当

（説明）本件文書は、実施協定締結までのスケジュールに関して検討・整理した情報であり、本市及び大阪府等の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、誤解や憶測に基づき不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ、又は、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。

(2) 基本協定における解除期限延長に係る大阪 IR 株式会社等と大阪府及び大阪市との協議に関する資料

（説明）抜粋して紹介

第 2 号に該当—今後の事業運営に関わる法人の経営上又は技術上の情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

第 4 号に該当—公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、誤解や憶測に基づき不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ、又は、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため

第 5 号に該当—本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する、本市の競争上の地位を害する、IR 関係事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため

(2023 年 8 月 16 日)